



静岡労働局発表
平成24年6月26日

[照会先]

担 当	静岡労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 足立和也
	主任監察監督官 鈴木一明
	電話 054-254-6352

平成23年の申告事案処理状況について

受理件数は、対前年比14件の増加で過去15年間で2番目に多い件数

静岡労働局（局長 麻田 千穂子）は、平成23年に管下7労働基準監督署で受理した申告事案の概要を以下のとおり取りまとめました。

※申告とは、労働者から労働基準監督署に対して、労働基準関係法令に係る違反が行われている事実を通告して労働基準監督機関の行政上の権限の発動を促すことをいいます。

1 ポイント

申告受理件数：1,027件（対前年比14件、1.4%の増加）

事項別内訳

賃金不払：843件（対前年比12件、1.4%の減少）

解雇：179件（対前年比14件、7.3%の減少）

その他：180件（対前年比61件、51.3%の増加）

主な業種別内訳

接客娯楽業：172件（16.8%） 商業：154件（15.0%）

建設業：146件（14.2%） 製造業：142件（13.8%）

2 申告事案の受理件数の推移（別添資料図1参照）

- 平成23年の申告受理件数は1,027件となり、前年と比べて14件（対前年比1.4%）の増加となりました。これは過去15年間で最高の件数でありました平成21年の1,168件に次いで2番目に多くなりました。
- 申告事案は昨今の厳しい経済情勢を反映して、平成21年には過去15年間で最も多い受理件数となって以降、毎年1,000件を超える申告受理件数となっており、高止まりの状況になっています。
- 申告事案の内容別では、賃金不払が843件（対前年比1.4%減）、解雇が179件（対前年比7.3%減）となりましたが、その他が180件（対前年比51.3%増）となりました。その他の内容は、割増賃金、年次有給休暇、休業手当、労働条件通知書の交付等所定賃金以外の労働条件に関するものとなっています。

※内容別の件数については、1つの申告が複数の内容に及ぶものがあることから、その合計は受理件数と一致しません。

3 主な業種別受理状況（別添資料図2参照）

- ・ 主な業種別では、多い順に

①接客娯楽業（飲食店、旅館、ゴルフ場等）	： 172件（対前年比16.5%減）
②商業	： 154件（対前年比 3.1%減）
③建設業	： 146件（対前年比 9.3%減）
④製造業	： 142件（対前年比16.4%増）
⑤派遣業	： 113件（対前年比68.7%増）

となり、第3次産業で多くなっています（725件で全産業の70.6%を占めます。）。

4 申告処理の状況

- ・ 平成23年には、申告監督を全産業で939事業場に対し行い、そのうち違反が認められたのは658事業場（違反率70.1%）となりました。
- ・ 申告処理は、労働基準監督署で通告された内容の事実の有無を事業主に確認し（申告監督）、違反が認められた場合には事業主に是正のための勧告指導を行います。勧告指導時の是正期日までに是正が確認されますと、申告処理が終了となります。

5 当局の対応

- ・ 労働基準監督機関としては、これらの状況を踏まえ、労働者が置かれた状況に十分配慮し、迅速かつ的確な申告事案の処理を行うとともに、重大な違反や是正勧告を行っても是正をしない悪質な事業主に対しては、司法処分も含め厳正に対処することとしています。

平成23年申告の事例

1 賃金未払

- 労働者から22年中の4か月分賃金の一部不払い（合計約17万円）がある旨の申告があり、労働基準監督署が、申告監督を実施した結果、経営状態が悪いため、申告のとおり賃金未払いの違反が確認できたので、賃金支払いの勧告指導を行いました。その結果、事業主は、不払いであった賃金を3回の分割で全額支払いました。

2 解雇

- 労働者から即日解雇されたが、解雇予告手当（平均賃金30日分以上の金額）が支払われていない旨の申告があり、労働基準監督署が、申告監督を実施した結果、事業場では試用期間終了時の解雇は解雇予告の必要がないと思っていたことから、解雇予告を行っていないことが判明しましたので、勧告指導を行って、解雇予告手当の支払いを指導しました。その結果、事業主は、解雇予告手当（約10万円）を支払いました。

※ 14日を超える試用期間中の労働者を解雇するときには、解雇予告が必要です。

3 その他

- 労働者から時間外労働、深夜業の割増賃金が支払われていない旨の申告があり、労働基準監督署が、申告監督を実施した結果、事業主は当該労働者が新規採用の試用期間中においては割増賃金を支払わなくてもよいと思っていたことから、支払っていないことが判明したので是正勧告を行って、その支払いを指導した。その結果、事業主は、割増賃金約37万円を支払いました。

図 1

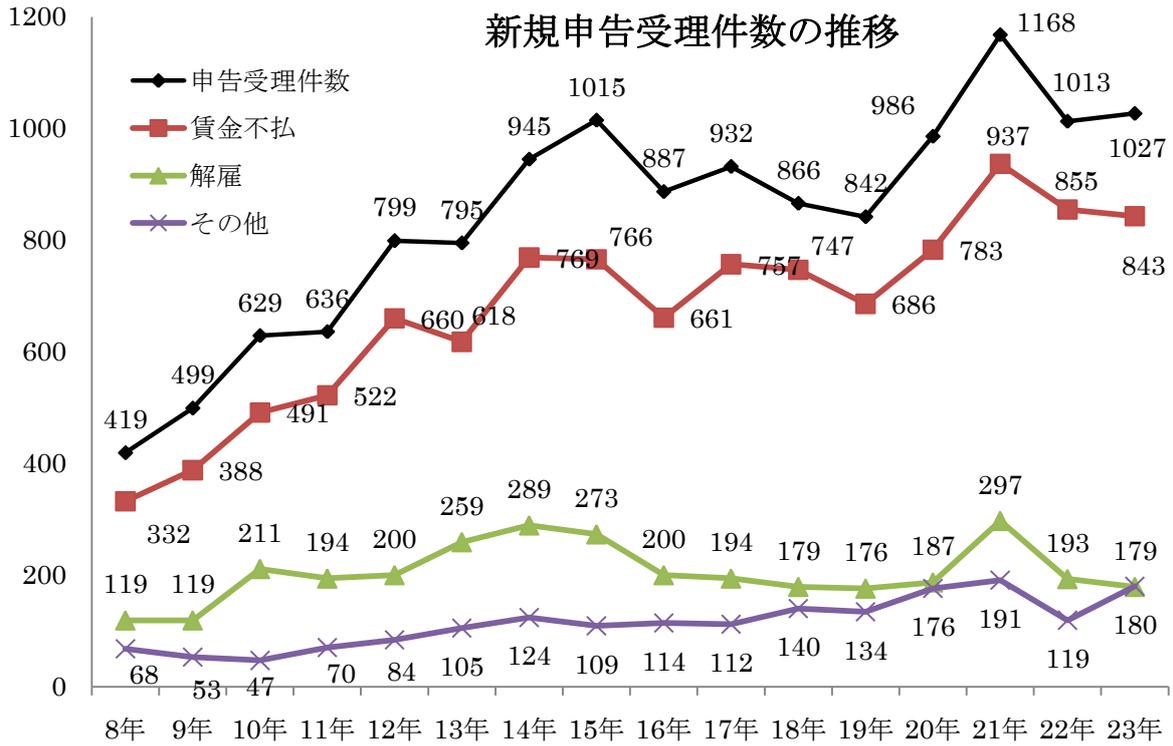


図 2

